

会場内での感染防止対策と 来場される方へのお願い

申告書作成会場については、感染防止対策を講じた上で開設します。

■注意事項など

- ・相談に係る従事者の感染防止対策および体調管理、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
- ・ご来場の際は少人数を心掛け、マスクの着用や手指の消毒などにご協力ください。
- ・入場の検温で37.5度以上の発熱がある場合、入場をお断りいたします。発熱などの症状がある方や体調不良の方は、来場をお控えください。

申告書の提出が必要な方

所得税および復興特別所得税

- ① 給与所得がある方
- ・ 給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
- ・ 1箇所から給与の支払いを受けている方で、給与所得および退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える方
- ・ 2箇所以上から給与の支払いを受けている方のうち、給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与所得および退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える方

る場合において、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与所得および退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える方

※給与の収入金額の合計額から、雑損控除・医療費控除・寄附金控除・基礎控除以外の各所得控除の合計額を差し引いた金額が150万円以下で、かつ給与所得および退職所得以外の所得金額が20万円以下の方は、申告不要です。

・ 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほか貸付金の利子や資産の賃貸料等を受け取っている方

・ 災害減免法で所得税および復興特別所得税の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方

・ 在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払いを受ける際に所得税および復興特別所得税を源泉徴収されない方

・ 退職所得について正規の方法で税額を計算した場合に、その税額が源泉徴収された金額よりも多くなる方

② 公的年金等に係る雑所得がある方

公的年金等に係る雑所得のみ

で、公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと、残額がある方は確定申告書の提出が必要です。

※所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。また住民税の申告が必要な場合があります。詳しくは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ねください。

③ ①～②以外の方

各種の所得金額の合計額（譲渡所得や山林所得を含む）から、所得控除を差し引き、その金額（課税される所得金額）に所得税の税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある方は確定申告書の提出が必要です。

※①～③以外にも申告書の提出が必要な場合があります。ご不明な点がありましたら、税務署にお尋ねください。

消費税および地方消費税

次の①～③に該当する個人事業者の方は、令和3年分の消費税などの課税事業者に該当し、申告書の提出が必要となります。

① 令和元年分の課税売上高が

1,000万円を超えている個人事業者の方

② 令和元年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間（令和2年1月1日から令和2年6月30日までの期間）の課税売上高が1,000万円を超えている個人事業者の方

※なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額でも可能です。

③ 令和元年分の課税売上高が1,000万円以下の個人事業者で、令和2年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方

贈与税

① 令和3年中に110万円を超える財産の贈与を受けた方

② 財産の贈与を受けた方で、配偶者控除の特例を適用する方

③ 財産の贈与を受けた方で、相続時精算課税を適用する方

④ 財産の贈与を受けた方で、住宅取得等資金の非課税を適用する方

※「相続時精算課税」制度や「住宅取得資金の非課税」制度を適用する場合は、期限内申告が必要となります。

年金

社会保険料控除証明書・公的年金等の源泉徴収票 紛失時など再発行が可能です

☎ 町民税務課 国保年金係 ☎ 77・3912

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」および「公的年金等の源泉徴収票」について、送付されてきていない場合や紛失した場合等は、年金事務所などに連絡をすれば再発行ができます。

社会保険料控除証明書の再発行について

国民年金保険料を納付した場合、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。このための「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」については、日本年金機構より順次送付しています。

紛失した場合などは再発行ができます。お近くの年金事務所または年金加入者ダイヤルへお問い合わせください。
※発行にはおおむね1週間程度かかります。

問合せ

- ・千葉年金事務所
☎ 043124216320
(自動音声案内)
- ・ねんきん加入者ダイヤル
☎ 057010031004

公的年金等の源泉徴収票の再発行について

「令和3年分の公的年金等の源泉徴収票」は、老齢・退職を支給事由とする年金を受給している方全員へ日本年金機構より順次発送しています。

紛失した場合などは電話で再発行ができます。お近くの年金事務所またはねんきんダイヤルへお問い合わせください。
※電話での再発行には通常2週間程度かかります。お急ぎの場合は、お近くの年金事務所または街角の年金相談センターに直接来訪してください。(来訪により再交付を希望される方については、必要

書類等がありますので、年金事務所などにお問い合わせください)

問合せ

- ・千葉年金事務所
☎ 043124216320
(自動音声案内)
- ・ねんきんダイヤル
☎ 057010511165
(ナビダイヤル)
- ・050で始まる電話番号でおかけになる場合
☎ 031670011165

共通の注意事項

再発行の手続きや問い合わせの際には、マイナンバーまたは基礎年金番号が分かるものを手元にご用意ください。



▲はにわたちもすっかり雪化粧 (1月7日)

入札結果

☎ 総務課 契約管財係 ☎ 77-3907

開札年月日	入札手法	工事(業務委託・物品)の名称	工事(業務委託・物品納入)の箇所	落札価格(円) (消費税除く)	請負額(円)	契約の相手方
12月3日	指名競争入札	芝山町教職員住宅解体撤去工事	芝山町教職員住宅(芝山町小池982番地2)	5,290,000	5,819,000	(株)石井興業
12月13日	制限付一般競争入札	食器食缶洗浄機等の購入	芝山町学校給食センター(千葉県武郡芝山町小池2700-51)	6,980,000	7,678,000	日本給食設備(株)千葉営業所
		芝山町地方公営企業会計システム構築委託	芝山町役場	2,990,000	3,289,000	(株)千葉測器